

動力炉・核燃料開発事業団法案に対する附帯決議（案）

四二・七・五

一 動力炉及び核燃料の開発並びに原子力産業の樹立は、エネルギー政策の推進、科学技術の振興等の見地から国家的にきわめて重要な課題である。よつて政府は、これを重要国策として経済の変動等に左右されることなく長期にわたり強力に推進すべきである。

二 高速増殖炉及び新型転換炉の開発は、長期的かつ画期的な国策である。したがつて政府は、これに必要な資金及び人材の確保のために強力な施策を講ずるとともに、努めてその自主的な開発をはかるべきである。

三 動力炉開発は、きわめて広範な分野にわたる大規模なプロジェクトであるので、政府は、新事業団がその中核体として新しい運営方式によつて関係各機関の総合的活用をはかり、もつて^{その}総力を結集しうるよう、特段の配慮を払うべきである。

四 政府は、核燃料サイクルの確立をはかるため、天然ウラン及び濃縮ウランの確保、

四 政府は、核燃料サイクルの確立をはかるため、天然ウラン及び濃縮ウランの確保、

再処理施設の建設等核燃料の開発利用政策を国の責任のもとに強力に推進すべきである。

また、当面の原子力発電の大部分が在来型炉によるものであることにかんがみ、その建設及び国産化については、特段の配慮を払うべきである。

五 動力炉及び核燃料の開発は、その安全性を確保するため、内部体制を十分に整備するとともに、施設が適切に配置されるよう配慮すべきである。

六 政府は、原子力政策の強力な推進をはかるため、原子力委員会を含む各機関の権限、機能等を再検討し、抜本的な改革をはかるべきである。